

防災
対策

**防災用品の備えは
避難行動や避難生活に
心の余裕をもたらします**

災害が起きますと、避難所での生活や、ライフラインが止まった不自由な生活を余儀なくされることがあります。

そのような場合に備えて、避難時に持ち出す「非常持出品」、災害後の自宅や避難所での生活を支える「非常備蓄品」、外出先での被災に備えた「常時携行品」と「車載常備品」などの準備をしておきましょう。

- ・備蓄品は定期的に点検しましょう。特に、食品や飲料水の賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限などをチェックし、期限が切れないように入れ替えをしておきましょう。
- ・冬季の寒さを想定した準備をしましょう。
- ・水道、電気、ガスなどのライフラインが止まった状態を想定して準備しましょう。
- ・地震による家屋の倒壊や、津波の襲来などの危険が迫っている場合は、警報や注意報が解除されるまでは、非常持出品であっても無理に持ち出さず、避難行動を優先させましょう。

非常持出品(避難時に持ち出すもの) 各対策品の例

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・電池 ・カイロ ・救急道具
- ・ろうそく、ライター ・ポリ袋 ・哺乳瓶
- ・10円玉(公衆電話は災害時に優先的につながるので多めに)
- ・貴重品(免許証、保険証、通帳と印鑑など) など

非常備蓄品

(災害後の自宅や避難所での生活を支えるためのもの)

- ・食料品(米、パン、レトルト食品、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど)
- ・飲料水 ・毛布 ・ポータブルストーブ ・灯油
- ・ガスこんろ ・予備ガスボンベ ・マスク ・ティッシュ
- ・洗面用具 ・トイレトーパー ・ガムテープ など

常時携行品(外出先での被災に備えて持ち歩くもの)

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・ハザードマップ
- ・ホイッスル(閉じ込められた時などに場所を知らせるため)など

車載常備品(運転中の被災に備えて車に積んでおくもの)

- ・防寒着、毛布 ・雨具、長靴 ・スコップ ・手袋
- ・ブースターケーブル ・けん引ロープ ・スノーブラシ
- ・簡易トイレ など

災害はいつ起こるか分かりません。以上のことに気を付け、備えておきましょう。

問合せ／防災・交通担当(内線2116・2117)



**秋の輸送繁忙期の
交通安全運動**

10月16日(水)から25日(金)までの10日間、秋の輸送繁忙期の交通安全運動を実施します。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまちを目指しましょう。

重点項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 子どもと高齢者の安全確保 | 4 シートベルトの全席着用 |
| 2 飲酒運転の根絶 | 5 居眠り運転の防止 |
| 3 スピードダウン | 6 自転車の安全利用 |
| | 7 安全意識の向上 |

問合せ／防災・交通担当(内線2116・2117)

11月5日は

津波防災の日



国では、国民の防災対策についての理解と関心を深めるため、11月5日を「津波防災の日」と定めています。津波に対する日頃からの「備え」として、町ホームページやハザードマップ等で、町内の指定緊急避難場所や、その避難経路を確認しておきましょう。

町ホームページ
検索キーワード

べつかいの防災 🔍 検索

問合せ／防災・交通担当(内線2116・2117)

協力隊の○○な話

まるまる

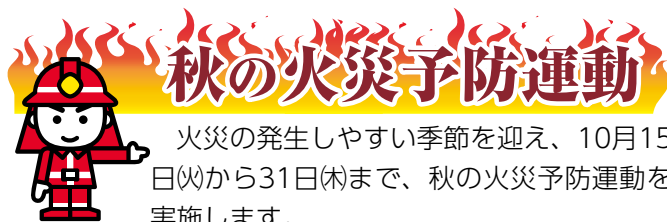
伊東 桜



操作を教わり、ボートへ乗り込みます。最初は船体がひっくり返るのではないかと、びくびくしていましたが、慣れると自分でこいで船を進めるのが楽しくなってきました。水路から見る景色は、普段陸地から眺める景色とは違って視点が低く、水の底にいる魚や川沿いにある草木、そこに潜む鳥との距離がとても近く感じられます。川に架かった大きなトンネルのような倒木の枝の下をくぐったり、茂みの中から飛び出してきた鮮やかできれいな青い羽根のカワセミの姿を追ったり、河口近くの砂浜に上陸して休憩したりと、冒険家のような気分でした。空気もひんやりと気持ちよく、大自然をたっぷり満喫することができました。

先日、野付にある飛雁(とびかり)川でカヌーの体験をしてきました。ガイドさんにパドルの





火災の発生しやすい季節を迎え、10月15日(火)から31日(木)まで、秋の火災予防運動を実施します。

この運動は、火災予防の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、悲惨な死傷事故や大切な財産の損失を防ぐことを目的としています。

皆さんのご協力をお願いします。

期間中の主な行事

- 消防車による町内巡回広報
- 消防団員による市街地一般住宅の防火点検

火災発生の未然防止を図るため、灯油タンクやガスボンベなどの設置状況の確認のために消防団員がお伺いしますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火が小さいうちに消火するために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ／予防課予防係 TEL75-2200

消火器や火災警報器等の不正取引にご注意

毎年全国各地で、消火器や火災警報器等の不正取引情報が多数寄せられています。

事例として、「一般住宅に消火器の設置が義務付けられたから販売に来た」「消火器を取り替える時期ではないですか」「お宅の消火器が点検の年だ」

などと持ちかける例が報告されています。

「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と家に上がりこみ、必要数以上に住宅用火災警報器を取り付けて高額請求する事例も報告されています。

■消火器、火災警報器等の不正取引を防ぐポイント

- 一般家庭に消火器の設置義務はありません。
- 消防本部や消防署では消火器等のあっせんは一切行なっていません。
- 住宅用火災警報器は平成23年6月1日から設置義務化されましたが、NSマーク、検定マークの付いているものが設置する機器の目安です。
- 設置義務のある場所は「寝室」です。これに加えて「2階に寝室がある場合は、階段の上端」と定められています。
- 台所や居間などには設置義務はなく任意設置となっています。

■少しでも不審に思った場合は

- 身分証明書等の提示を求める。
- はっきりと購入や点検を拒否する。
- 料金をその場で支払ったりせず、契約書にはんこを押さない。
- その場で、消防署に問い合わせる。

■もし契約書にサインしてしまったら

- 警察等に相談しクーリングオフ制度等を利用する。
- 不適正な点検や高額請求をする点検業者が、居直ったり脅迫的な言動に出たときは、近くの警察署、消防署に通報してください。



問合せ／予防課予防係 TEL 75-2200